

砺波市公共建築物等木材等利用推進方針

平成24年10月1日策定

平成30年1月1日改正

第1 目的

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）に基づく、国の基本方針並びに県の推進方針に即し、「砺波市公共建築物等木材等利用推進方針」（以下「この方針」という。）を定め、健全な森林の育成、循環型社会の構築や地球環境の保全、林業・木材産業の振興に資することを目的とする。

第2 木材等の利用を促進する公共建築物

- (1) 市は、整備する低層の公共建築物については、建築物の性格を勘案しながら、国の基本方針、県の推進方針及びこの方針に沿って、木造化に努め木材等の積極的な利用に努めるものとする。ただし、建築基準法等の他法令等の基準により、木造化することが困難な場合は、この限りでない。
- (2) (1)において、防災面や立地条件等から木造化が困難な場合のほか、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合には、木造と他工法との混構造とする。
- (3) 市は、公共建築物の中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分については、木質化を図るものとする。

第3 砺波市が整備する公共建築物

(1) 木造化の推進

市が整備する公共建築物で、木造化の推進対象となるものは、別表のとおりとする。

また、木材の需要の拡大のため、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に努めるものとする。

ただし、次に掲げるものについては、木造化の推進の対象としない。

- ①災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ②治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- ③危険物を貯蔵又は使用する施設
- ④伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設
- ⑤その他当該公共建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの

(2) 公共土木工事における県産材利用の推進

市施工土木工事においては、周辺環境との調和などを考慮する必要がある場所ではコストの低減を図りつつ、地盤改良用木杭や木製残存型枠など県産材製品を積極的に利用するものとする。

第4 公共建築物等における木材利用の推進体制に関する事項

市は、法及び国県並びにこの方針を効果的に推進するため、庁内に「砺波市木材利用推進連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置し、木材の利用促進を全庁的に進める。

連絡会議は、関係部局が計画又は実施する事業等について木材の具体的な利用方法を検討し、木材の利用推進について総合的な調整を行う。関係部局は、その所管する事業について、木材の利用を促進するため木造化・木質化を積極的に検討し、連絡会議にその結果を報告する。

第5 PR及び普及

市有木造施設等の管理者は、市内外の来訪者に、木材の特性、意義についてPR及び普及に努める。

附則 この推進方針は、平成24年10月1日より適用する。

この推進方針は、平成30年1月1日より適用する。

別表

砺波市が整備する木造化に努める公共建築物

建築物の用途	建築物の規模 (原則、全ての建築物(耐火建築物を除く)を対象とする)※1
庁舎・研修所	3階建て以下
学校	3階建て以下(2,000㎡以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
運動施設 (体育館、武道館等)	3階建て以下(2,000㎡以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
社会教育施設 (図書館・美術館等)	3階建て以下(2,000㎡以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
集会場	2階建て以下で客席が200㎡未満
社会福祉施設	法令の範囲内で可能なもの
市営住宅	3階建て以下(2階部分が300㎡以上、若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※3
宿泊施設 (研修宿泊所等)	2階建て以下(2階部分が300㎡以上は特定避難時間倒壊等防止建築物)※4
展示場・物品販売所	2階建て以下(2階部分が500㎡以上は特定避難時間倒壊等防止建築物)※5
倉庫	2階建て以下(1,500㎡以上は準耐火建築物)

※1 延べ面積が3,000㎡を越える建築物は建築基準法第21条第2項第2号による。

※2 地階を除く階数が3で、3階を当該用途とする建築物について、主要構造部を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、2,000㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

※3 共同住宅の場合、地階を除く階数が3で、3階を当該用途とする建築物について、主要構造部を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、2階部分の当該用途に供する部分が300㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

※4 地階を除く階数が3で、3階を当該用途とする建築物について、主要構造部を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、2階部分の当該用途に供する部分が300㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

※5 2階部分の当該用途に供する部分が500㎡以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。